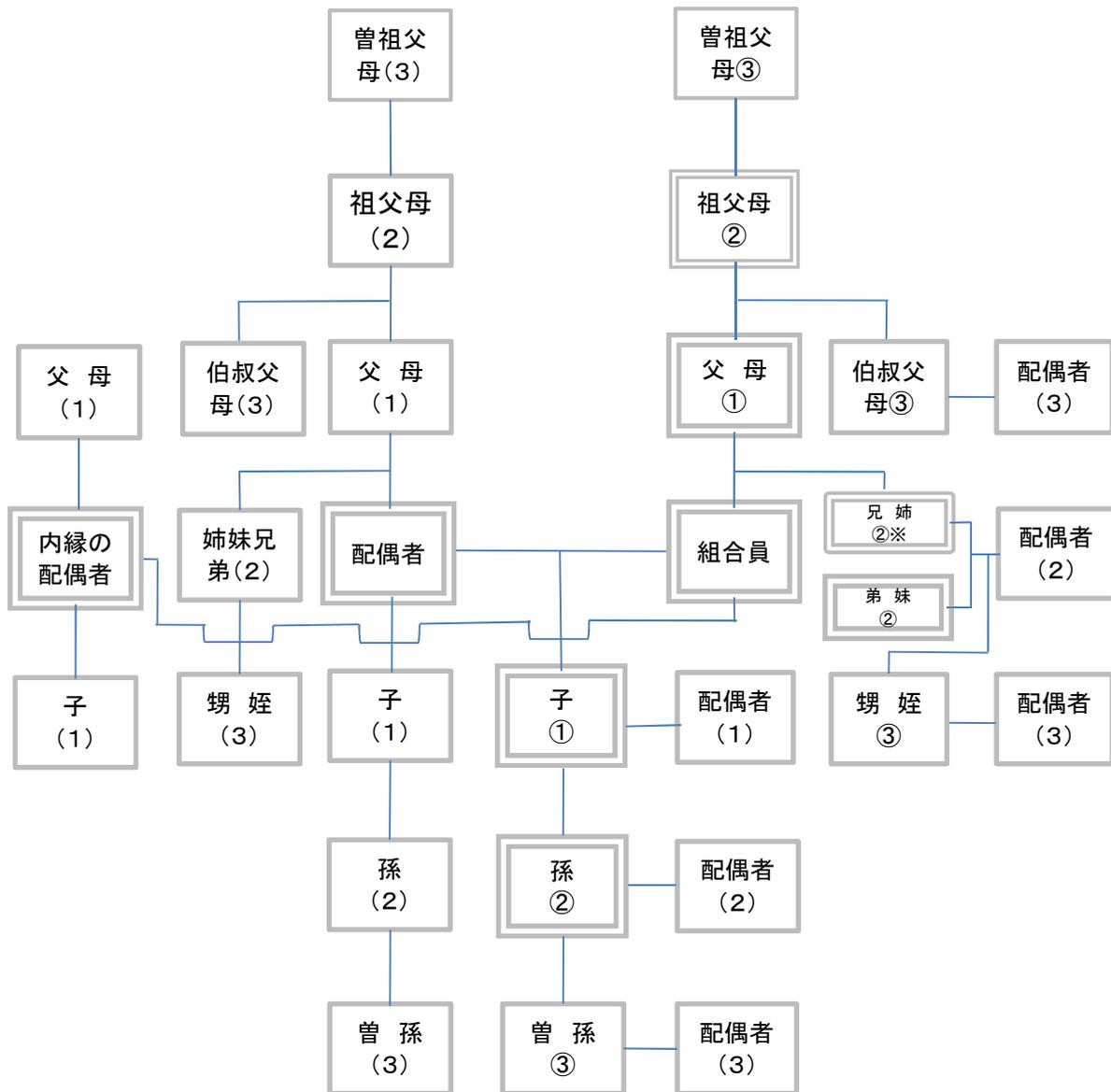


【三親等内の親族】



※ 平成28年10月から、組合員の兄弟は、組合員と同居していなくても被扶養者として認められます。

(注)

主として組合員の収入によって生活しているもので

☐ 印は、別居の場合も認められるが、

□ 印は、組合員と同じ世帯に限り認められる扶養者を示す。

○ 印は、血族を示す（組合員の系統）。

（）印は、姻族を示す（配偶者の系統）。

数字は、親等数を示す。